

この解説には、以下のものが含まれています。

◎船舶設備規程(昭和9年2月1日逡信省令第6号)

◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)

◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)

◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)

◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)

◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)

◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)

◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)

◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)

◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)

◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)

◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第123条	第3編 操舵、係船及び揚錨の設備並びに航海用具 第1章 係船及び揚錨の設備  (錨) 船舶には、告示で定める質量の錨を2個備えなければならない。		第3編 操舵、係船及び揚錨の設備並びに航海用具 第1章 係船及び揚錨の設備  (A) 国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数500トン以上のもの(施行規則第1条第2項第1号の船舶及び推進機関を有しない船舶を除く。)にあつては、非常時のえい航に際して本章の設備等を適切に使用するため、MSC.1/Circ.1255を参照した非常用えい航手順書を作成し、船内に備え置くこと。
第124条	前条の規定により備える錨は、次に掲げる要件(長さ35メートル未満の船舶に備える錨にあつては、第2号に掲げる要件)に適合するものでなければならない。 1 告示で定める要件に適合する材料を使用したものであること。 2 砂質土における把駐力係数(錨が海底を搔く力の大きさを水中における錨の重量で除して得た値をいう。)が告示で定める値以上であること 3 告示で定める強度を有するものであること。		
第125条	(錨鎖) 船舶には、告示で定める長さ及び径の錨鎖を備えなければならない。		(錨、錨鎖及び索) 125.0(a) 「錨鎖」とは、リンク並びにシャックル及びスイベル等のチェーン用部品も含めたものをいい、かつ、これらの形状(リンクにあつてはスタッドの有無等)については問わないものとする。
第126条	前条の規定により備える錨鎖(長さ35メートル未満の船舶に備えるものを除く。)は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 告示で定める要件に適合する材料を使用したものであること。 2 告示で定める強度を有するものであること。		
第127条	(揚錨機) 船舶には、揚錨及び収錨を有効に行うことができる装置を備えなければならない。ただし、当該船舶に備える錨の質量が告示で定める値未満である場合は、この限りでない。		(揚錨機) 127.0(a) 「揚錨及び収錨を有効に行うことができる装置」とは、アンカーダビット、ウィンドラス及び附属装置並びにこれと同等の設備をいう。 (b) アンカーダビットは、ダビットにかかる荷重に対して安全率4.5以上であることを標準とする。 (c) ホースパイプ、チェーンストッパー、ウィンドラス及びチェーンパイプは、錨鎖が無理なくチェーンロッカーまで達することができるように配置されているものであること。 (d) ホースパイプは、次の要件に適合するものであること。 (i) ホースパイプの長さは、鎖を収納した場合にスイベルの先端が隠れる程度以上のものであること。 (ii) ホースパイプの内径は、使用する錨鎖の9.5~10.5倍を標準とする。 (iii) 鋼板製ホースパイプの内厚は、使用する錨鎖の0.3~0.5倍を標準とする。 (e) チェーンストッパーは、鋳鋼又はこれと同等以上の材料で作ら

			れ、かつ、ウィンドラスのブレーキがきかなくなった場合でも錨鎖が逸脱しない構造のものであること。 (f) ウィンドラスは、次の要件に適合するものであること。 (i) 十分な力量(動力による場合の巻上速度 9m/min を標準とする。)のものであること。 (ii) 作動が確実なブレーキが備え付けられていること。 (iii) 歯車等減速装置及びクランクディスク(蒸気ウィンドラスの場合に限る。)には、カバーが設けられていること。 (iv) 蒸気ウィンドラスのシリンダーには、防水保温装置が設けられていること。 (v) 蒸気ウィンドラスのシリンダーは、最大使用圧力の 1.5 倍の水圧に耐えられるものであること。 (vi) ハイドロリックウィンドラスの受圧部は、最大使用圧力の 1.5 倍の水圧に耐えられるものであること。 (vii) 動力ウィンドラスは、30 分間の無負荷運転に耐えられるものであること。
第 1 2 8 条	(係船索) 船舶には、告示で定める長さ及び強度の係船索を告示で定める本数備えなければならない。		
第 1 2 9 条	(係船機) 船舶に備える係船機は、係船索を有効に巻き取ることができるものでなければならない。 2 遠隔制御を行うことができる係船機は、設置場所においても制御できるものでなければならない。		(係船機) 129.0(a) 長さ 215 メートルを超える船舶及び艀装数が 14400(艀装数告示別表第 2 参照)を超える船舶に備える係船機(係船装置を含む。)の取扱いについては、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。
第 1 3 0 条	(えい航索) 船舶には、告示で定める長さ及び強度のえい航索を備えなければならない。		
第 1 3 1 条	(非常用えい航設備) 次に掲げる船舶であって載貨重量トン数(トン数法第 7 条第 1 項の載貨重量トン数をいう。) 20, 000 トン以上のものには、告示で定める要件に適合する非常用えい航設備を備えなければならない。 1 タンカー(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 9 号のタンカーをいう。) 2 液化ガスばら積船(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)第 142 条の液化ガスばら積船をいう。第 302 条の 3 において同じ。) 3 液体化学薬品ばら積船(危険物船舶運送及び貯蔵規則第 257 条の液体化学薬品ばら積船をいう。第 302 条の 3 において同じ。)		
第 1 3 1 条の 2	(許容荷重等の表示) 国際航海に従事する船舶(総トン数 500 トン未満の船舶であって旅客船以外のもの及び総トン数 500 トン以上の船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の船舶(同項第 2 号の船舶にあつては自ら漁労に従事するものに限る。)を除く。)に備える係船及び揚錨の設備並びにえい航設備(非常用えい航設備を除く。)には、許容荷重その他の当該設備の安全な使用のために必要な事項を表示しなければならない。		(許容荷重等の表示) 131-2.0(a) 「係船及び揚錨の設備並びにえい航設備」とは、通常の係船及びえい航に使用されるボラード、フェアリーダ、スタンドローラ、チョック等(以下、「係船設備等」という。)をいい、揚錨機や係船機等の甲板補機は含まない。 (b) 「許容荷重」とは、係船設備等の設計荷重の 80%以下の荷重のことをいう。なお、当該設計荷重の設定に当たっては、MSC/Circ. 1175 を参照すること。 (c) 「係船設備等」への表示は、下記の表示例にならぬ、当該係船設備等の許容荷重が溶接ビード等恒久的な方法により当該係船設備等に表示されていること。 表示例：SWL ○○kN (ton) (注)SWL は、「Safe working load」の略称
第 1 3 2 条	(緩和規定) しゅんせつ船その他の告示で定める船舶に備える錨、錨鎖、係船索及びえい航索については、第 1 2 3 条から第 1 2 6 条まで、第 1 2 8 条及び第 1 3 0 条の規定にかかわらず、告示で定めるところによることができる。		

第133条	(係留船の係船及び揚錨の設備) 係留船に備える錨、錨鎖、係船索及びえい航索については、この章の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。		
-------	--	--	--